

## 議第29号

**滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

**滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例**

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第6(5)の項中「12,700円」を「14,000円」に改める。

別表第9(2)の項を削り、同表(3)の項中「認定証」を「認定」に改め、同項を同表(2)の項とし、同表中(4)の項を削り、(5)の項を(3)の項とし、(6)の項から(18)の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第9の2(1)の項中「(以下この表において「法」という。)」を削り、同表(2)の項および(3)の項を削る。

別表第9の3を削る。

**付 則**

この条例は、令和6年4月1日から施行する。